

鉄道会社における精神障害者に対する運賃割引制度の導入について

令和6年4月にJRグループ及び京成電鉄が精神障害者に対する運賃割引制度の導入を発表、同年7月に国の関係通知が一部改正され、精神障害者保健福祉手帳に「第1種」又は「第2種」の記載欄が追加されることとなりました。

つきましては、鉄道会社における精神障害者に対する運賃割引制度の利用に当たっての留意点を次のとおりお知らせします。

- 1 旅客運賃減額種別と障害等級の関係は次のとおりです。

旅客運賃減額種別	障害等級
第1種	1級
第2種	2級・3級

- 2 令和7年4月からのJRグループ及び京成電鉄等における旅客運賃の割引制度ご利用には、精神障害者保健福祉手帳に「第1種」又は「第2種」の記載が必要です。
- 3 様式改正前の（「第1種」又は「第2種」の記載がない）手帳をお持ちの方は、「第1種」又は「第2種」に該当することを証明するスタンプを押印しますので、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの上、下記窓口までお越しください。

【参考：割引制度の詳細（鉄道会社の通知）】

○精神障害者割引制度の導入について（2024年4月11日付JRグループ通知）

https://www.jreast.co.jp/press/2024/20240411_ho04.pdf

○精神障がい者割引制度の導入（中略）について（2024年4月11日付京成電鉄(株)通知）

<https://www.keisei.co.jp/cms/files/keisei/MASTER/0110/6gwHPqHv.pdf>

＜お問い合わせ・手続き窓口＞

中央区在住の方	中央保健福祉センター健康課 ところと難病の相談班 〒260-8511 千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる13階	TEL 043-221-2583
花見川区在住の方	花見川保健福祉センター健康課 ところと難病の相談班 〒262-8510 千葉市花見川区瑞穂1-1	TEL 043-275-6297
稲毛区在住の方	稲毛保健福祉センター健康課 ところと難病の相談班 〒263-8550 千葉市稲毛区穴川4-12-4	TEL 043-284-6495
若葉区在住の方	若葉保健福祉センター健康課 ところと難病の相談班 〒264-8550 千葉市若葉区貝塚2-19-1	TEL 043-233-8715
緑区在住の方	緑保健福祉センター健康課 ところと難病の相談班 〒266-8550 千葉市緑区鎌取町226-1	TEL 043-292-5066
美浜区在住の方	美浜保健福祉センター健康課 ところと難病の相談班 〒261-8581 千葉市美浜区真砂5-15-2	TEL 043-270-2287
本通知について	精神保健福祉課 精神保健福祉班	TEL 043-238-9980